（電気事業会計規則の一部改正）

第二条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第1（第3条関係）

⑸　流　動　負　債

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）
未払税金		（略）
	法人税	
	地方法人税	
	防衛特別法人税	
	住民税	
	電源開発促進税	
	事業税	
	特別法人事業税	
	消費税	（略）
（略）	（略）	（略）

⑽　営　業　費　用

科　目	項	備　考
(I)電気事業営業費用		
水力発電費		
	（略）	（略）
	諸税	固定資産税及び雑税に区分して整理する。借入資産の税金を含み、電源開発促進税、事業税、法人税、地方法人税、防衛特別法人税並びに道府県民税及び市町村民税の法人税割を除く。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
事業税		利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税以外の事業税及び特別法人事業税を整理する。
（略）		（略）

改正前

別表第1（第3条関係）

⑸　流　動　負　債

科　目	項	備　考
（略）	（略）	（略）
未払税金		（略）
	法人税	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
	電源開発促進税	
	事業税	
	（新設）	
	消費税	（略）
（略）	（略）	（略）

⑽　営　業　費　用

科　目	項	備　考
(I)電気事業営業費用		
水力発電費		
	（略）	（略）
	諸税	固定資産税及び雑税に区分して整理する。借入資産の税金を含み、電源開発促進税、事業税、法人税並びに道府県民税及び市町村民税の法人税割を除く。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
事業税		（新設）
（略）		（略）